

第73期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成27年6月20日(土曜日)
午前10時(午前9時開場)

場 所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール

目 次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
(添付書類)	
事業報告	27
1. いちよしグループの現況に関する事項	27
2. 当社の株式に関する事項	36
3. 当社の新株予約権等に関する事項	37
4. 当社役員に関する事項	38
5. 会計監査人に関する事項	42
6. 当社のガバナンス体制	43
7. 当社の体制及び方針	44
連結計算書類等	50
個別計算書類等	56

フレド

経営理念

お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける

経営目標

金融・証券界のブランド・ブティックハウス

行動指針

感謝 誠実 勇気 迅速 継続

Long Term Good Relation

社員のために

社員の個性を尊重し人材の育成に努める

いちよし精神

情熱をもって、真摯に努力し続けます。

働きがい

チームワークを重視し、社員の能力・創造性を活かした自由闊達な企業風土を構築します。

株主のために

持続的な業績向上を図り企業価値の増大に努める

株主還元

事業の収益性と財務の健全性を高め、株主への利益還元を図ります。

情報の開示

経営の透明性を確保するために、情報を適切に開示し、IR活動に努めます。

お客様のために

一人、一人の『いちばん』でありたい

お客様第一

常に、お客様の立場に立ち、まごころを込めて、アドバイスを行います。

良質なサービス

社会や市場の変化に対応し、質の高い商品やサービスを提供します。

社会のために

金融・証券市場の担い手として社会の発展に貢献する

社会的責任

法令・諸規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

社会貢献

企業活動を通じて地域社会と証券市場の発展に貢献します。

証券コード8624
平成27年5月28日

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
いちよし証券株式会社
取締役(兼)代表執行役社長 山崎 泰明

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、**同封の議決権行使書用紙をご持参の上**、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ですが後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成27年6月19日（金曜日）午後5時まで**に到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（次頁をご参照ください。）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年6月20日（土曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール
3. 株主総会の目的事項

報告事項 1. 第73期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第73期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）承認の件

※株主総会終了後、当社役員との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席ください。

4. 招集通知添付書類及び株主総会参考書類に関する事項

(1) インターネットによる開示について

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項については、インターネット上の当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

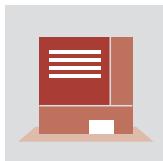
また、監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

- ### (2) 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）の記載事項を修正する場合の周知方法
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報） <http://www.ichiyoshi.co.jp/stockholder/>

5. 議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時：平成27年6月20日（土曜日） 午前10時（午前9時開場）

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合 ⇨ 次頁をご覧ください。



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：平成27年6月19日（金曜日） 午後5時到着分まで

電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合 ⇨ 次頁をご覧ください。



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト <http://www.evotep.jp/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

※ご不明な点等がございましたら6頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

行使期限：平成27年6月19日（金曜日） 午後5時入力分まで
（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

いちよし証券株式会社 御中

株主総会日 議決権の数 個

平成27年 6月20日

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。

年 月 日

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

基本日現在のご所有株式数 株

議決権の数 株

議決権の数は1株元ごとに1個となります。

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使専用紙を念書等へ添付してください。
- 当日に出席できない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきますようお願いいたします。
- ①議決権行使前に賛否をご希望のうえ、平成27年6月17日（月）の正午までに出席するようお願いいたします。
- ②インターネットにより専用サイト（<http://www.evote.jp>）にアクセスのうえ平成27年6月17日（月）の正午までに議決権を行使してください。
- ③第1号議案において、候補者の一部の者につき異なる意思を表明される場合は、株主総会参加申請書の候補者番号をご記入ください。

ログインID

仮パスワード | 株主番号(8桁)

いちよし証券株式会社



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】

全員賛成の場合 → 「賛」に○印
 全員否認する場合 → 「否」に○印
 一部の候補者を
 否認する場合 → 「賛」に○印をし、
 否認する候補者の
 番号を記入

【第2号議案】 【第3号議案】

賛成の場合 → 「賛」に○印
 否認する場合 → 「否」に○印

※各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。



インターネット等による議決権行使に必要な、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 郵送（議決権行使書）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

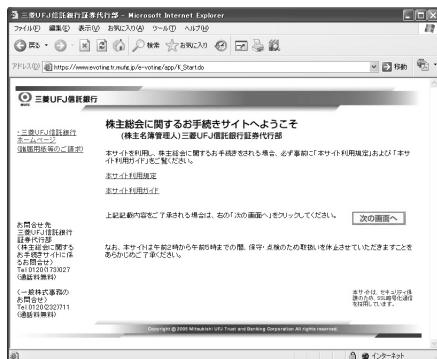
(4) インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、5頁から6頁の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

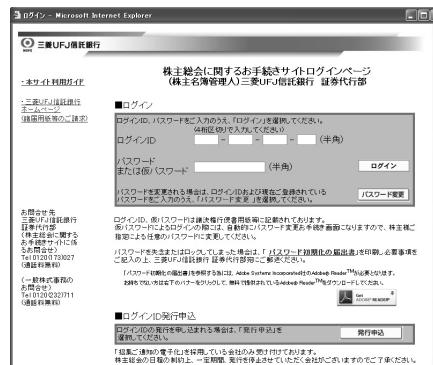
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

① 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（EZweb、iモード、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotef.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）



〈議決権行使サイト〉トップページ



〈ログインID、パスワード〉入力画面

- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、EZweb、iモード、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。
- インターネットによる議決権行使は、平成27年6月19日（金曜日）午後5時まで（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）受付いたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたら6頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。



〔EZweb〕はKDDI(株)、〔iモード〕は(株)NTTドコモ、〔Yahoo!〕は米国Yahoo! Inc.、〔QRコード〕は(株)デンソーウェブの商標又は登録商標です。）

- ② インターネットによる議決権行使方法について
- ・議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき以下の取締役8名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	武樋政司	取締役(兼)執行役会長 取締役会議長
2	山崎泰明	取締役(兼)代表執行役社長
3	田名網信孝	取締役(兼)代表執行役副社長
4	小林稔	代表執行役副社長
5	五木田彬	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員
6	掛谷建郎	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員
7	石川尚志	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員
8	櫻井光太	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員

候補者
番号

1

たけ ひ まさ し

武樋 政司 (昭和18年4月13日生)

重任

昭和42年4月 野村証券株式会社入社
昭和62年12月 同社取締役
平成2年6月 同社常務取締役
平成5年6月 当社代表取締役副社長
平成7年6月 当社代表取締役社長
平成15年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長
平成18年12月 当社相談役
平成19年12月 当社代表執行役社長
平成20年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長
平成24年4月 当社取締役(兼)執行役会長(現任)

(担当)
指名委員 (委員長)
報酬委員 (委員長)

(所有する当社株式数)
124,200株

候補者
番号

2

やま さき やす あき

山崎 泰明 (昭和35年3月21日生)

重任

昭和60年4月 三洋証券株式会社入社
平成9年10月 当社営業企画部企画課長
平成16年9月 当社執行役 アドバイザーサポート本部長
平成18年8月 当社執行役 管理本部長(兼)リスク管理本部長
平成21年8月 当社執行役 財務・企画、システム担当
平成22年4月 当社執行役常務
平成22年11月 アドバイザーサポート本部長
平成23年1月 アドバイザー本部担当
平成23年6月 当社取締役(兼)執行役常務
アドバイザー本部管掌・アドバイザーサポート本部担当
平成24年4月 当社取締役(兼)代表執行役社長(現任)

(所有する当社株式数)
32,100株

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

個別計算書類等

候補者
番号

3

た な あみ のぶたか

田名網 信孝 (昭和26年12月27日生)

重任

昭和49年4月 野村證券株式会社入社
平成8年6月 同社第一企業部長
平成12年6月 当社執行役員 法人本部副本部長
平成14年6月 当社常務執行役員 法人本部長
平成18年3月 当社執行役常務 インベストメント・バンキング担当
平成19年10月 当社執行役常務 アドバイザー本部・IA・FA担当
平成22年6月 当社取締役(兼)執行役専務
アドバイザー本部・アドバイザーサポート本部管掌・FA担当
平成23年1月 当社取締役(兼)執行役専務 投資銀行本部管掌
平成24年4月 当社取締役(兼)代表執行役副社長(現任)
平成25年3月 投資銀行本部管掌
平成26年3月 法人部門管掌(現任)

(担当)
法人部門管掌

(所有する当社株式数)
72,300株

候補者
番号

4

こばやし みのる

小林 稔 (昭和33年8月30日生)

新任

昭和57年4月 野村證券株式会社入社
平成12年6月 同社名古屋駅前支店長
平成16年4月 同社執行役
平成20年4月 同社常務執行役
平成21年4月 野村ファシリティーズ株式会社執行役副社長
平成23年4月 野村證券株式会社常務執行役員 総務部担当(平成26年3月まで)
平成23年4月 野村ファシリティーズ株式会社取締役社長(平成27年3月まで)
平成27年4月 当社代表執行役副社長 リテール部門管掌(現任)
平成27年4月 いちよしビジネスサービス株式会社取締役(現任)
平成27年4月 株式会社いちよし経済研究所取締役(現任)

(担当)
リテール部門管掌

(所有する当社株式数)
0株

候補者
番号

5

ごきた あきら

五木田 彬 (昭和22年9月20日生)

重任

昭和53年4月 検事任官 東京地方検察庁(刑事部、公判部)
 昭和54年3月 水戸地方検察庁
 昭和57年3月 東京地方検察庁(刑事部、特別捜査部)
 昭和60年3月 大阪地方検察庁(特別捜査部)
 昭和62年3月 東京地方検察庁(特別捜査部)
 昭和63年3月 検事退官
 昭和63年4月 弁護士登録
 平成6年5月 五木田・三浦法律事務所(現任)
 平成22年6月 当社取締役(現任)

(担当)
 指名委員
 報酬委員
 監査委員

(所有する当社株式数)
 0株

●**社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●**独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

五木田彬氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。引続き社外取締役として、元検事及び弁護士の専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

候補者
番号

6

かけや けんろう

掛谷 建郎 (昭和26年9月13日生)

重任

昭和51年4月 株式会社日本経済新聞社入社、東京本社編集局証券部記者
 昭和62年3月 同社米国ワシントン支局記者
 平成3年3月 同社東京本社証券部次長兼編集委員
 平成8年4月 同社退社
 平成8年5月 株式会社掛谷工務店入社
 平成8年6月 同社代表取締役社長(現任)
 平成19年11月 茨木商工会議所会頭
 平成21年6月 摂津水都信用金庫(現北おおさか信用金庫)非常勤理事(現任)
 平成22年6月 当社取締役(現任)

(担当)
 指名委員
 報酬委員

(所有する当社株式数)
 8,200株

●**社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●**独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

掛谷建郎氏は、元(株)日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただいております。引続き社外取締役として重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

候補者
番号

7

いしかわ たかし

石川 尚志 (昭和34年12月8日生)

重任

昭和61年8月 東京大学医学部脳研究所神経内科勤務
平成6年5月 大成証券株式会社入社(常勤顧問)
平成6年6月 同社取締役
平成9年6月 同社取締役社長
平成23年3月 同社取締役社長退任
平成23年3月 有限会社エス・アール(現エス・アールホールディングス株式会社)代表取締役社長(現任)
平成23年6月 当社取締役(現任)
平成23年6月 いちよしビジネスサービス株式会社監査役(現任)
平成23年6月 いちよし投資顧問株式会社(現いちよしアセットマネジメント株式会社)監査役(現任)
平成23年6月 株式会社いちよし経済研究所監査役(現任)

(担当)
監査委員 (委員長)

(所有する当社株式数)
600株

●**社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●**独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

石川尚志氏は、元証券業を営む企業経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただいております。引続き社外取締役として重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

候補者
番号

8

さくらい こうた

櫻井 光太 (昭和34年8月20日生)

重任

昭和58年4月 株式会社ダーバン入社
平成3年10月 センチュリー監査法人入所
平成7年8月 公認会計士登録
平成9年5月 櫻井光太公認会計士事務所
平成12年3月 センチュリー監査法人※(現新日本有限責任監査法人)退所
平成12年3月 株式会社デジタルガレージ入社
平成14年9月 同社取締役
平成17年3月 税理士登録
平成17年3月 櫻井光太公認会計士・税理士事務所(現任)
平成22年9月 株式会社デジタルガレージ取締役退任
平成22年11月 信永東京有限責任監査法人 パートナー・公認会計士
平成23年6月 当社取締役(現任)

(担当)
監査委員

(所有する当社株式数)
8,400株

※ センチュリー監査法人は、櫻井光太氏の退所後、平成12年4月太田昭和監査法人と合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなりました。平成13年7月、同法人は名称変更し、新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)となりました。従いまして、当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人ですが、同氏は新日本有限責任監査法人と特別の利害関係はありません。

●**社外取締役候補者**(会社法施行規則第2条第3項第7号)

●**独立役員**(株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

櫻井光太氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただき、引続き社外取締役として重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

(ご参考) 定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	武樋 政司 (委員長)	五木田 彬	掛谷 建郎
報酬委員会	武樋 政司 (委員長)	五木田 彬	掛谷 建郎
監査委員会	石川 尚志 (委員長)	五木田 彬	櫻井 光太

第2号議案

取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1 特に有利な条件により新株予約権を引受け者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することにより持続的に成長する企業になることを目的とし、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及びその数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係

る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とします。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込は要しないこととします。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とします。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、下記算式（※1）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、下記算式（※2）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

下記算式（※2）において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」

を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

③新株予約権を行使することができる期間

平成29年6月21日から平成37年6月20日までの範囲内で、取締役会において決定するものとします。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要します。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めません。

$$\text{※1} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{調整後} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整前} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

$$\text{※2} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{調整後} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整前} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑦合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定します。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

(v) 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定します。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(viii) 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定します。

⑧1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくらう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その行為の目的等が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買

収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大規模買付行為の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 中期経営計画「チャレンジ3」による企業価値向上への取組み

当社は、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」としての土台をより強固なものにする為に、預り資産の拡大（目標額3兆円）を核に、計画期間を3年間（平成26年4月1日から平成29年3月末まで）とした中期経営計画「チャレンジ3」を以下のとおり策定しております。

①経営方針

経営理念「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」

経営目標「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」

行動指針「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」[Long Term Good Relation]

②中期経営計画「チャレンジ3」の数値目標

目標の時期	平成29年3月末
預り資産	3兆円
主幹事会社数（累計）	50社
ROE	15%程度

③8つの基本戦略

- I. いちよしクレドの実践 — 経営理念=「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」の実践
- II. 営業基盤の拡大 — 預り資産の拡大；「富裕層顧客」と「地元密着」
- III. 収支構造改善の継続 — 「投資信託の残高報酬によるコストカバー率アップ」と「株式委託手数料以外の収入でコストをカバー」
- IV. 既存ビジネス収益力の厚みの増加 — 中小型成長企業ビジネス；「IPO、PO引受業務」「機関投資家部門」「法人営業部門」「いちよしアセットマネジメントの投信委託業務」
- V. いちよしグループの総合力アップ — 中小型成長企業ビジネス；いちよし証券、いちよし経済研究所、いちよしアセットマネジメントの三位一体による展開
- VI. コンプライアンスの実践 — 「いちよしなら安心」と言われるまでにレベルアップ
- VII. チャンネルの多様化 — 地方証券とのジョイントビジネスの展開
- VIII. 人材の育成 — 「10年単位の研修プログラム」「自己成長プログラム拡充と積極的な参加奨励」

(2)コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、経営理念を実現させるべく、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び職務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、平成15年6月より指名委員会等設置会社（従来の委員会設置会社）の制度を採用しております。

当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役4名を含む取締役による執行役等の職務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の職務執行の監査が行われております。また、当社は、平成17年11月に執行役社長の直属機関として内部監査部を、平成18年5月には内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会を設置し、内部統制の整備・充実に努めております。

これらに加え、平成21年2月より、業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、経営上の重要課題として捉えております。

業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、純資産配当率(DOE)も勘案して配当額を決定しております。平成26年9月の中間配当より、配当基準を連結ベースでの配当性向(50%程度)と純資産配当率(DOE 4%程度)に変更し、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当額を決定しております。

なお、連結純資産配当率については半期2%程度(年率4%程度)で算出することとしております。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1)目的

当社は、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の目的、内容、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行

い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取った上で株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにするべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について(買収防衛策)」を更新し(以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。)、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。))といたしました。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付の提案を受けている事実はありません。

(2)大規模買付ルールの概要

当社の定める大規模買付ルールは、まず、大規模買付行為を行う者(以下、「大規模買付者」といいます。)から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、次に、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為の開始を認める、というものです。

①大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

②大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えられる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

- (i) 大規模買付者及びその特定株主グループの概要
 - (ii) 大規模買付行為の目的及び内容
 - (iii) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ
 - (iv) 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画
 - (v) 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
 - (vi) 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方
- なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が必要かつ十分になされたと判断した場合には、速やかにその旨及び評価期間が満了する日を開示します。

③当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、「対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合」には60日間、「その他の大規模買付行為の場合」には90日間、が当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとし、

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細については、下記(3)③「独立委員会の設置」をご参照下さい。）に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記(3)記載のとおり勧告を行うものとし、

(3)大規模買付行為が開始された場合の対応方針

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会

が対抗措置の発動を決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙記載のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下の(i)ないし(vi)の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済

資源として流用する予定で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- (vi) その他、(i)ないし(v)に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

③独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会を設置します。当社第73期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本対応方針について株主の承認を得られた場合の独立委員会の委員は3名とし、その詳細は別紙のとおりとします。独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や当社取締役会の意見などの検討等を行

い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、執行役、執行役員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができるものとします。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを選んだ場合、対抗措置の具体的な内容等について速やかに情報開示を行います。

(4)株主・投資家に与える影響等

①大規模買付ルール更新時の影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断したり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保することなどを可能にすることによって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するためのものです。

従いまして、大規模買付ルールを更新することは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の

利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの更新時点では、新株予約権無償割当て等は行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

②大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等

対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者及びその特定株主グループ等を除きます。）が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをする事になった際に、法令及び金融商品取引所規則に従ってお知らせいたします。

なお、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が事後的に大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、不測の損害を被る可能性があります。

(5)本対応方針の有効期限

本対応方針については、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件として更新し、新たな有効期限を、平成28年6月開催予定の定時株主総会終結時までといたします。ただし、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本対応方針は廃止されるものとします。

4 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1)会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2の取組み）について

上記2に記載した企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2)会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3の取組み）について

①上記取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を

提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

②上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由により、本対応方針は、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (i) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。
- (ii) 株主意思を重視するものであること
当社は、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認するため、本株主総会において本対応方針について株主の皆様にお諮りさせていただきます。また、本対応方針は、有効期限を約1年間としており、毎年株主の皆様にお諮りさせていただきます。
- (iii) 独立した社外者の判断の重視と情報開示
当社は、本対応方針において大規模買付ルールを設定するにあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、大規模買付ルールの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役の行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(iv) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針に基づく大規模買付ルールは、上記3(3)「大規模買付行為が開始された場合の対応方針」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(v) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(vi) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記3(5)「本対応方針の有効期限」にて記載したとおり、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

注1：特定株主グループとは、

(イ)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）

又は、

(ロ)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(イ)特定株主グループが、注1の(イ)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。）も加算して計算するものとします。）

又は、

(ロ)特定株主グループが、注1の(ロ)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

新株予約権の概要

(1)新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(2)割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(3)新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(4)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の1個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式（普通株式）とし、新株予約権の1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の価額とします。

(6)新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めの日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(9)②に基づき、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

(7)新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する新株予約権も、下記(9)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9)当社による新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

安斎 隆 (あんざい たかし)

【略歴】

昭和16年1月17日生
昭和38年4月 日本銀行 入行
昭和60年3月 同行新潟支店長
平成6年5月 同行考査局長
平成6年12月 同行理事
平成10年11月 日本長期信用銀行頭取
平成12年8月 (株)イトーヨーカ堂顧問
平成13年4月 (株)アイワイバンク銀行(現 (株)セブン銀行) 代表取締役社長
平成22年6月 同社代表取締役会長(現任)

※ 安斎隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

池田 典義 (いけだ のりよし)

【略歴】

昭和15年8月14日生
昭和38年4月 モービル石油(株) 入社
昭和46年4月 (株)フジコンサルト(現 (株)アイネット) 代表取締役社長
平成15年6月 (株)テレビ神奈川社外取締役(現任)
平成18年6月 (株)アイネット代表取締役会長(現任)
平成25年6月 一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会名誉会長(現任)

※ 池田典義氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

五木田 彬 (ごきた あきら)

【略歴】

昭和22年9月20日生
昭和53年4月 検事任官 東京地方検察庁(刑事部、公判部)
昭和54年3月 水戸地方検察庁
昭和57年3月 東京地方検察庁(刑事部、特別捜査部)
昭和60年3月 大阪地方検察庁(特別捜査部)
昭和62年3月 東京地方検察庁(特別捜査部)
昭和63年3月 検事退官
昭和63年4月 弁護士登録
平成6年5月 五木田・三浦法律事務所(現任)
平成22年6月 当社取締役(現任)

※ 五木田彬氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

以上

(2)事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、米国景気の持続的な持ち直しが続く一方、欧州景気のデフレ懸念や、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減による国内景気の回復の鈍さがみられました。こうした環境下、米国では10月の米連邦公開市場委員会（FOMC）で、量的金融緩和策の終了が決まり、利上げの時期を模索する段階に入りましたが、日欧の中央銀行は緩和的な金融政策の強化を進めました。

日本の株式市場は、国内景気への懐疑的な見方から期初は軟調な値動きでしたが、10月31日に発表となった日銀の追加金融緩和や年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の資産運用比率見直しをきっかけとして、円相場が円安に転じると、企業業績の拡大期待を背景として株価も年末に向けて上昇しました。年明け以降、原油価格の大幅下落やギリシャの政情不安などから一時、調整場面もありましたが、1月22日に発表された欧州中央銀行（ECB）による国債買い入れ型の量的金融緩和の実施決定は、海外投資家の投資資金を日本の株式市場にも呼び込み、株高を支えました。国内企業の堅調な企業業績に加え、自社株買いや増配などの株主還元強化など企業価値向上に向けた取り組みも好感され、日経平均株価の期末終値は1万9,206円（前期末比30%上昇）と、約15年ぶりの高値で終わりました。

外国為替市場では、10月中旬から対ドルで円安が進み、3月10日には1ドル＝122円台と、7年8ヵ月ぶりの円安水準を付け、期末は1ドル＝120円台（前期末は103円台）となりました。

新興市場では、景況感の悪化などから5月にかけて調整色が強まりました。ただ、日経ジャスダック平均株価は、調整一巡後は上昇に転じ、当期末は2,457円で終わりました。一方、東証マザーズ指数は、期末にかけて見送り模様となり、879で期末を迎えました。

当連結会計年度における東証一日平均売買代金（旧大証上場銘柄を含む）は前連結会計年度比9.6%減の2兆6,639億円、うちジャスダック市場一日平均売買代金は同21.1%減の904億円となりました。

このような環境下、当社の株式委託売買代金は2兆1,299億円（前連結会計年度比6.7%減）と落ち込みましたが、中期経営計画「チャレンジ3」の達成に向けて新たなお客様への外交等に力を入れるとともに、地方証券6社目となる西脇証券(株)との統合、プラネットプラザ（中野、小田原、向ヶ丘）の開設、相続関係のアンテナショップ「ハートフルサロン相続計画」（丸の内）の設置など、より一層お客様に身近に感じていただけるかたちでの店舗展開に加えて、当社グループの強みである中長期の成長が期待できる企業へのリサーチを活かした商品のご提案などにより、預り資産の拡大にフォーカスした様々な施策を実行して参りました。

その結果、当社における当連結会計年度末の預り資産は、1兆9,171億円（前連結会計年度末比16.2%増）となりました。

投資信託については12月に当社グループ会社のいちよしアセットマネジメント（株）が初めての公募投信「いちよしインフラ関連成長株ファンド（愛称：ジャパン・インフラ）」の設定及び運用を開始し、いちよしグループにて投資対象のリサーチ、募集及び運用を一貫して行うなど、グループの総合力を発揮する展開を図って参りました。また、毎月決算型ファンドを中心に「LM・オーストラリア毎月分配型ファンド」、「ピクテ新興国インカム株式ファンド（毎月決算型）」、「いちよしインフラ関連成長株ファンド」等の販売が好調に推移しました。

当社グループの純営業収益は203億33百万円（前連結会計年度比19.3%減）となりました。一方、販売費・一般管理費は167億94百万円（同2.6%増）となり、差し引き営業利益は35億39百万円（同59.9%減）となりました。

(3)受入手数料等及び販売費・一般管理費等

①受入手数料

受入手数料の合計は185億55百万円（前連結会計年度比20.5%減）となりました。

委託手数料

株券の委託手数料合計は67億66百万円（前連結会計年度比26.9%減）となりました。

このうち、中小型株式（東証2部、マザーズ、ジャスダック）の委託手数料は15億71百万円となり、株券委託手数料に占める中小型株式の割合は前連結会計年度の24.8%から23.4%となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

発行市場では、主幹事1社を含む新規公開企業34社の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。また、既公開企業に係る市場変更及び公募・売出しは主幹事2社を含む9社の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました（前連結会計年度は主幹事2社を含む新規公開企業32社の幹事・引受シンジケート団への加入、及び主幹事3社を含む既公開企業16社の公募・売出しの幹事・引受シンジケート団へ加入）。

この結果、株券及び債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は4億42百万円（前連結会計年度比60.1%減）となりました。

なお、当連結会計年度末における累計引受社数は940社（うち主幹事35社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

投資信託に係る手数料が52億56百万円（前連結会計年度比33.0%減）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は53億66百万円（同31.9%減）となりました。

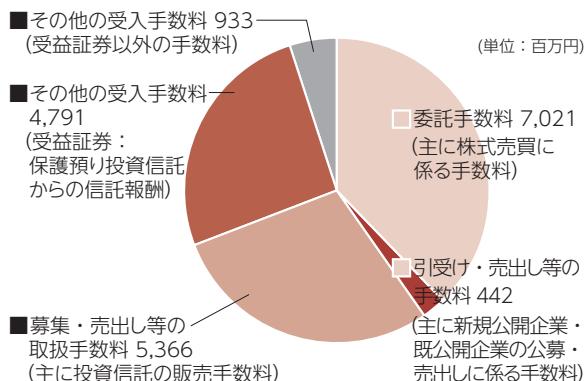
その他の受入手数料

その他の受入手数料は、投資信託の当連結会計年度末残高が8,791億円（前連結会計年度末比15.7%増）と増加したことにより信託報酬が47億91百

万円（前連結会計年度比10.5%増）となり、これにいちよしアセットマネジメント（株）の投資顧問料等、当社のアンバンドリング手数料、保険取扱手数料、及び公開支援に伴う手数料等を加え57億25百万円（同15.6%増）となりました。

受入手数料の内訳（科目別内訳）

当社は投資信託残高の拡大により、安定的な信託報酬を得ることと、株式市場の変動に影響されない収支構造を目指しております。



②トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、82百万円（前連結会計年度比58.8%減）の利益となりました。債券・為替等は、1億41百万円（同2.4%減）の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では2億24百万円（同35.1%減）の利益となりました。

③金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の増加により2億85百万円（前連結会計年度比14.4%増）、金融費用は、79百万円（同58.4%増）となり、差し引き金融収支は2億5百万円（同3.3%増）となりました。

④販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、不動産関係費や事務費等が増加したことにより167億94百万円（前連結会計年度比2.6%増）となりました。

⑤営業外損益

営業外収益は、投資事業組合運用益97百万円等で2億25百万円、営業外費用は、投資事業組合運用損52百万円等で53百万円を計上いたしました。その結果、当連結会計年度の営業外損益は1億71百万円の利益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は37億11百万円（前連結会計年度比58.7%減）となりました。

⑥特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益13億23百万円等で15億32百万円を計上し、特別損失は、金融商

品取引責任準備金繰入れ40百万円等で78百万円を計上いたしました。その結果、当連結会計年度の特別損益は14億54百万円の利益となりました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は51億65百万円となりました。これに法人税、住民税及び事業税16億45百万円、法人税等調整額1億19百万円等を差し引きした結果、当期純利益は33億89百万円（前連結会計年度比59.0%減）となりました。

なお、商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

受入手数料の内訳（第72期と第73期の比較）

（単位：百万円）

期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第(25・4・26)期	委 託 手 数 料	9,249	1	155	－	9,407
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,108	－	－	－	1,108
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	－	38	7,841	－	7,879
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	41	0	4,336	576	4,954
	計	10,400	39	12,333	576	23,349
期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第(26・4・27)期	委 託 手 数 料	6,766	－	255	－	7,021
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	442	－	－	－	442
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	－	110	5,256	－	5,366
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	37	0	4,791	896	5,725
	計	7,246	110	10,303	896	18,555

(4)財務の状況

資産、負債及び純資産の状況

流動資産

前連結会計年度末に比べて5億53百万円（14.4%）増加し、406億13百万円となりました。これは募集等払込金が11億4百万円減少し、一方で、現金・預金が7億59百万円及び信用取引資産が17億5百万円各々増加したこと等によるものです。

固定資産

前連結会計年度末に比べて10億34百万円（11.9%）減少し、76億28百万円となりました。これは、投資有価証券が売却等により12億7百万円減少したこと等によるものです。

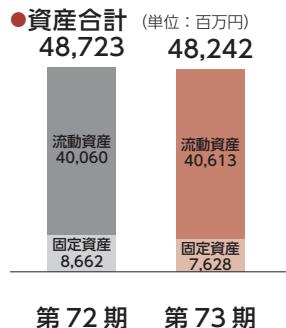
この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて4億80百万円（1.0%）減少し、482億42百万円となりました。

流動負債

前連結会計年度末に比べて12億27百万円（8.2%）減少し、138億5百万円となりました。これは信用取引負債が11億35百万円、預り金が2億35百万円各々増加した一方で、未払法人税等が16億97百万円、有価証券担保借入金が5億59百万円各々減少したこと等によるものです。

固定負債

前連結会計年度末に比べて7億22百万円（56.3%）減少し、5億61百万円となりました。これは、繰延税金負債が3億79百万円減少したこと、また退職給付に係る資産が同負債を上回ったこと等によるものです。



特別法上の準備金

前連結会計年度末に比べて42百万円（29.6%）増加し、1億84百万円となりました。

純資産

前連結会計年度末に比べて14億27百万円（4.4%）増加し、336億90百万円となりました。これは、当期純利益33億89百万円を計上する一方で、配当金の支払いによる減少20億94百万円、投資有価証券の売却等に伴うその他有価証券評価差額金の減少7億58百万円、及び株式交換等に伴う自己株式の割り当て（減少）による増加4億40百万円等によるものです。

この結果、自己資本比率は69.4%となりました。また、当社の自己資本規制比率は、602.4%となりました。

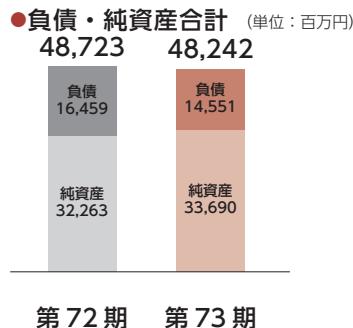
(5)重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(6)重要な設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は4億68百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・店舗改装工事 (平成26年4月～平成27年3月)
- ・通話録音装置設備等 (平成26年6月～平成27年3月)



(7)財産及び損益の状況の推移

	第70期 (23.4.1～24.3.31)	第71期 (24.4.1～25.3.31)	第72期 (25.4.1～26.3.31)	第73期 (当連結会計年度) (26.4.1～27.3.31)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益 (うち受入手数料)	14,407 (12,948)	18,283 (16,806)	25,241 (23,349)	20,413 (18,555)
純営業収益	14,340	18,228	25,191	20,333
経常利益又は経常損失(△)	△136	3,743	8,977	3,711
当期純利益又は当期純損失(△)	△222	3,392	8,268	3,389
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△5円08銭	78円26銭	190円04銭	77円52銭
総資産	34,091	43,751	48,723	48,242
純資産	23,486	27,431	32,263	33,690

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(8)対処すべき課題

当社は、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の構築に向けて、一人一人のお客様にとって一番である証券会社を目指しております。また、預り資産を「お客様からの信頼のバロメーター」と位置づけ、預り資産の拡大を最も重要な経営目標の一つとして持続的な成長の実現に努めております。

昨年4月からスタートした中期経営計画「チャレンジ3」達成のために、新たなお客様の発掘等の外交に力を入れ、加えて平成26年度は地方証券統合6社目となる西脇証券(株)との合併、いちよしアセットマネジメント(株)の投信委託業務の開始、よりお客様の身近な店舗としてプラネットプラザ(中野、小田原、向ヶ丘)の開設、相続関係のアンテナショップ「ハートフルサロン相続計画」(丸の内)の設置など、預り資産の拡大にフォーカスした様々な施策を実行して参りました。

今年3月よりBS朝日の番組である「暦を歩く」の単独スポンサーとなり当社の知名度の向上・イメージアップを図るとともに、いちよしビジネスサービス(株)にフィナンシャルアドバイザー本部を立ち上げ、将来のビジネス展開に備えるなど、成長の源泉である預り資産の更なる拡大に取り組んでおります。また、リテール部門では投資信託の残高の純増を通じて預り資産の拡大、法人部門ではIPOやPOにおいて主幹事会社を務める会社数の増加、管理・企画部門ではフロント部門を強力にバックアップするためのお客様サイドに立った体制の構築を目指して参ります。さらに、グループ各社とのシナジー効果を強化し、グループ役職員一丸となって鋭意努力して参ります。

(9)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	85.0% (12.5%)	情報サービス業
いちよしアセットマネジメント株式会社	東京都中央区	490百万円	97.0% (2.0%)	投資運用業 (投資信託委託業含む) 投資助言・代理業
いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区	240百万円	100.0%	不動産賃貸・仲介・管理業、事務用品等販売業及び金融商品仲介業

(注)議決権比率欄の()内は、間接所有割合であります。

(10)主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務

株式の募集又は売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

ニ. 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務、私募の取扱業務等から成り立っております。

③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務並びに売買業務等から成り立っております。

④証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務並びに自己取引業務等から成り立っております。

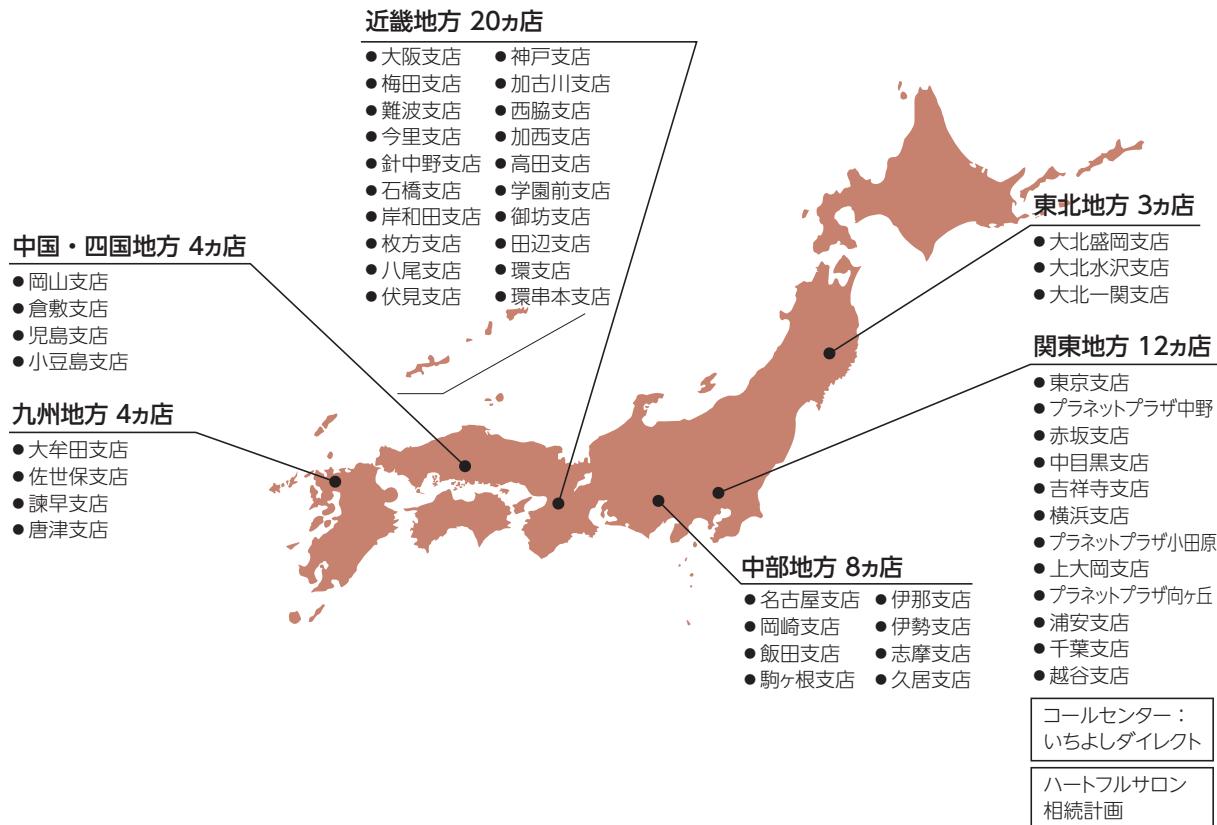
⑤その他の業務

その他の業務は、有価証券貸借取引業務、投資銀行業務、保険業務、顧客紹介業務、金融商品仲介業務、情報サービス業務、投資運用業、投資助言・代理業、不動産賃貸・管理業務、事務用品等販売業務等から成り立っております。

(11) 主要な営業所の状況 (平成27年3月31日現在)

① 当社

本店 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
支店 51カ店



② 子会社

- 株式会社いちよし経済研究所 東京都中央区
- いちよしアセットマネジメント株式会社 東京都中央区
- いちよしビジネスサービス株式会社 東京都中央区
同 大阪支店 大阪市中央区

(12)従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

①当社及び当社子会社の従業員

区 分		従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
職 員	男 性	692 名	25 増加
	女 性	287	増減なし
	合 計	979	25 増加
歩 合 外 務 員		2	1 減少

(注)1.上記のほか、顧問 (9名)、参与 (1名)、嘱託 (2名) が在籍しております。
2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

②当社の従業員

区 分		従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
職 員	男 性	635 名	32 増加	45 2 歳 月	13 11 年 月
	女 性	271	16 増加	39 0	9 0
	合計又は平均	906	48 増加	43 4	12 6
歩 合 外 務 員		2	1 減少	69 0	24 3

(注)1.上記のほか、顧問 (9名)、参与 (1名)、嘱託 (2名) が在籍しております。
2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

(13)主要な借入先及び借入額 (平成27年3月31日現在)

借 入 先	借入金の種類	借入金残高 百万円
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	長 期 借 入 金	287
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	長 期 借 入 金	54
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	短 期 借 入 金	120
株 式 会 社 り そ な 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	短 期 借 入 金	20
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	短 期 借 入 金	30
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	信 用 取 引 借 入 金	2,621

2. 当社の株式に関する事項

(平成27年3月31日現在)

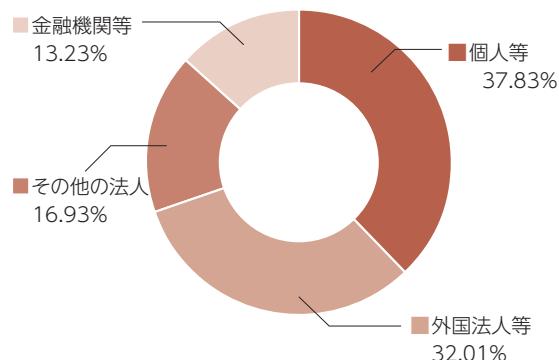
- (1)発行可能株式総数 168,159,000株
- (2)発行済株式の総数 44,431,386株(うち自己株式 354,716株)
- (3)当事業年度末の株主数 14,040名

(4)大株主上位10名

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
野村土地建物株式会社	5,298	12.01
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	3,161	7.17
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE	2,000	4.53
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,629	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,064	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,008	2.28
株式会社野村総合研究所	879	1.99
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	633	1.43
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	621	1.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	487	1.10

(注)持株比率は自己株式(354,716株)を控除して算出しております。

所有者別分布状況(持株比率)



(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(平成27年3月31日現在)

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	第8回新株予約権
発行決議の日	平成25年11月22日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき157,600円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	平成27年12月11日から平成30年12月10日まで

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除き、執行役を含む）	590個	普通株式 59,000株	6名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

名 称	第9回新株予約権
発行決議の日	平成26年8月12日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき141,600円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	平成28年8月29日から平成31年8月28日まで

当社従業員への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社従業員（執行役員）	40個	普通株式 4,000株	1名

4. 当社役員に関する事項

(1)取締役及び執行役の氏名等

平成27年3月31日現在

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役(兼)執行役会長	武 樋 政 司	取締役会議長、指名委員(委員長)、報酬委員(委員長)
取締役(兼)代表執行役社長	山 崎 泰 明	
取締役(兼)代表執行役副社長	田名網 信 孝	法人部門管掌
社 外 取 締 役	五木田 彬	指名委員、報酬委員、監査委員 五木田・三浦法律事務所(弁護士)
社 外 取 締 役	掛 谷 建 郎	指名委員、報酬委員 株式会社掛谷工務店 代表取締役社長 北おおさか信用金庫 非常勤理事
社 外 取 締 役	石 川 尚 志	監査委員(委員長) いちよしビジネスサービス株式会社 監査役 いちよしアセットマネジメント株式会社 監査役 株式会社いちよし経済研究所 監査役 有限会社エス・アール 代表取締役社長
社 外 取 締 役	櫻 井 光 太	監査委員 櫻井光太公認会計士・税理士事務所(公認会計士・税理士) 信永東京有限責任監査法人パートナー(公認会計士)
執 行 役 常 務	高 石 俊 彦	財務・企画、システム管掌(兼)法務、広報、秘書、引受審査担当
執 行 役 常 務	畑 中 久 人	業務管理本部管掌 いちよしビジネスサービス株式会社 取締役 いちよしアセットマネジメント株式会社 取締役 株式会社いちよし経済研究所 取締役
執 行 役 常 務	立 石 司 郎	アドバイザー本部、アドバイザーサポート本部、ラップ・投資分析管掌 (兼)エチケットマナー向上推進担当 株式会社いちよし経済研究所 取締役

- (注)1.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 3.取締役 櫻井光太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4.当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の調査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査委員を置いております。
 5.取締役 石川尚志氏の重要な兼職先である有限会社エス・アールは、平成27年4月1日付でエス・アールホールディングス株式会社に商号変更しております。
 6.取締役 櫻井光太氏は、重要な兼職先である信永東京有限責任監査法人パートナーを平成27年3月31日付で退任しております。
 7.執行役常務 畑中久人氏は平成27年3月31日をもって退任いたしました。

8.平成27年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地	位	氏名	担当
首	執行役員	秋葉滋	機関投資家本部長
上	執行役員	矢野正樹	業務管理本部長(兼)検査部長
上	執行役員	水ノ上利幸	投資ストラテジー担当(兼)ラップ・投資分析担当
上	執行役員	中尾勉	九州アドバイザー本部長
上	執行役員	仁尾美紀男	中部アドバイザー本部長
上	執行役員	龍元裕志	首都圏・東北アドバイザー本部長
執	行役員	持田清孝	業務管理本部副本部長
執	行役員	杉浦雅夫	財務・企画、システム担当(兼)システム部長
執	行役員	玉田弘文	近畿アドバイザー本部長(兼)大阪支店長
執	行役員	佐藤一昭	近畿・中四国アドバイザー本部長
執	行役員	小山徹	アドバイザーサポート本部長
執	行役員	高橋正好	投資銀行本部長
執	行役員	石床誠	法人営業本部長
執	行役員	森村光芳	投資銀行本部付

9.平成27年4月1日付で、次の異動がありました。

氏名	異動後の地位	異動後の担当
小林 稔	代表執行役員副社長	リテール部門管掌 いちよしビジネスサービス株式会社 取締役
立石 司郎	執行役員常務	株式会社いちよし経済研究所 取締役 管理・企画部門管掌(兼)エチケットマナー向上推進担当 いちよしアセットマネジメント株式会社 取締役
高石 俊彦	首席執行役員	株式会社いちよし経済研究所 取締役
浅田 健一	執行役員	法務、広報、秘書、引受審査担当 人事研修担当(兼)人事研修部長

(2)取締役及び執行役の報酬等の額

区 分	取締役の年間報酬		執行役の年間報酬		合 計	
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
社 内	3	192	3	94	6	287
社 外	4	83	—	—	4	83
合 計	7	275	3	94	10	370

(3)当事業年度に係る各会社役員報酬等の額 又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社の報酬委員会による取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

①基本方針

取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。

②報酬の内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」（単身赴任住宅補助等）とする。

③各報酬の決定に関する方針

報酬委員会において以下の報酬を決定する。

イ. 月例基本報酬

月例基本報酬は、経済情勢、当社の状況、従業員の給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により各々の基本水準を設定し、各役員と面談し経営戦略の実行度、経営貢献度、業務成績等を評価して、各人の報酬額を決定する。

ロ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、経常利益、当期純利益をベースに支給総額を決め、各役員と面談し業績貢献度、職務執行状況を評価して担当職務別及び役位別に各人の報酬額を決定する。

ハ. 株式関連報酬

株式関連報酬は支給に伴う効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。

ニ. 金銭以外の報酬

単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に支給するものとする。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 社外取締役 五木田 彬

五木田・三浦法律事務所の弁護士であります。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ロ. 社外取締役 掛谷建郎

株式会社掛谷工務店の代表取締役社長及び北おおさか信用金庫の非常勤理事であります。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ハ. 社外取締役 石川尚志

有限会社エス・アールの代表取締役社長であります。
なお、同社は、平成27年4月1日付でエス・アールホールディングス株式会社に商号変更しております。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ニ. 社外取締役 櫻井光太

櫻井光太公認会計士・税理士事務所の公認会計士・税理士及び信永東京有限責任監査法人のパートナー・公認会計士であります。
なお、信永東京有限責任監査法人パートナーを平成27年3月31日付で退任しております。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等での出席状況及び発言状況
取締役 (指名委員・報酬委員・監査委員)	五木田 彬	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、20回（100%）、指名委員会2回（100%）、報酬委員会9回（100%）、監査委員会は16回（100%）でありました。主に、元検事及び弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
取締役 (指名委員・報酬委員)	掛 谷 建 郎	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、20回（100%）、指名委員会2回（100%）、報酬委員会9回（100%）でありました。主に、元日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての専門的な見地からの発言を行っております。
取締役 (監査委員)	石 川 尚 志	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、20回（100%）、監査委員会は16回（100%）でありました。主に、元証券業を営む企業経営者としての専門的な見地からの発言を行っております。
取締役 (監査委員)	櫻 井 光 太	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、20回（100%）、監査委員会は16回（100%）でありました。主に、公認会計士・税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1)名称

新日本有限責任監査法人

(2)報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

36百万円

②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

1百万円

③当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

42百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

2.当社子会社の投資信託委託業務の開始に伴う金融商品取引法に基づく監査の報酬の額5百万円を③の金額に含めて記載しております。また当該監査の報酬の額は遡及監査に伴う過年度分の報酬の額が含まれております。

(3)会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積もりなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)非監査業務の内容

顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務であります。

(5)解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査委員会の委員全員の合意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任若しくは不再任の検討を行います。

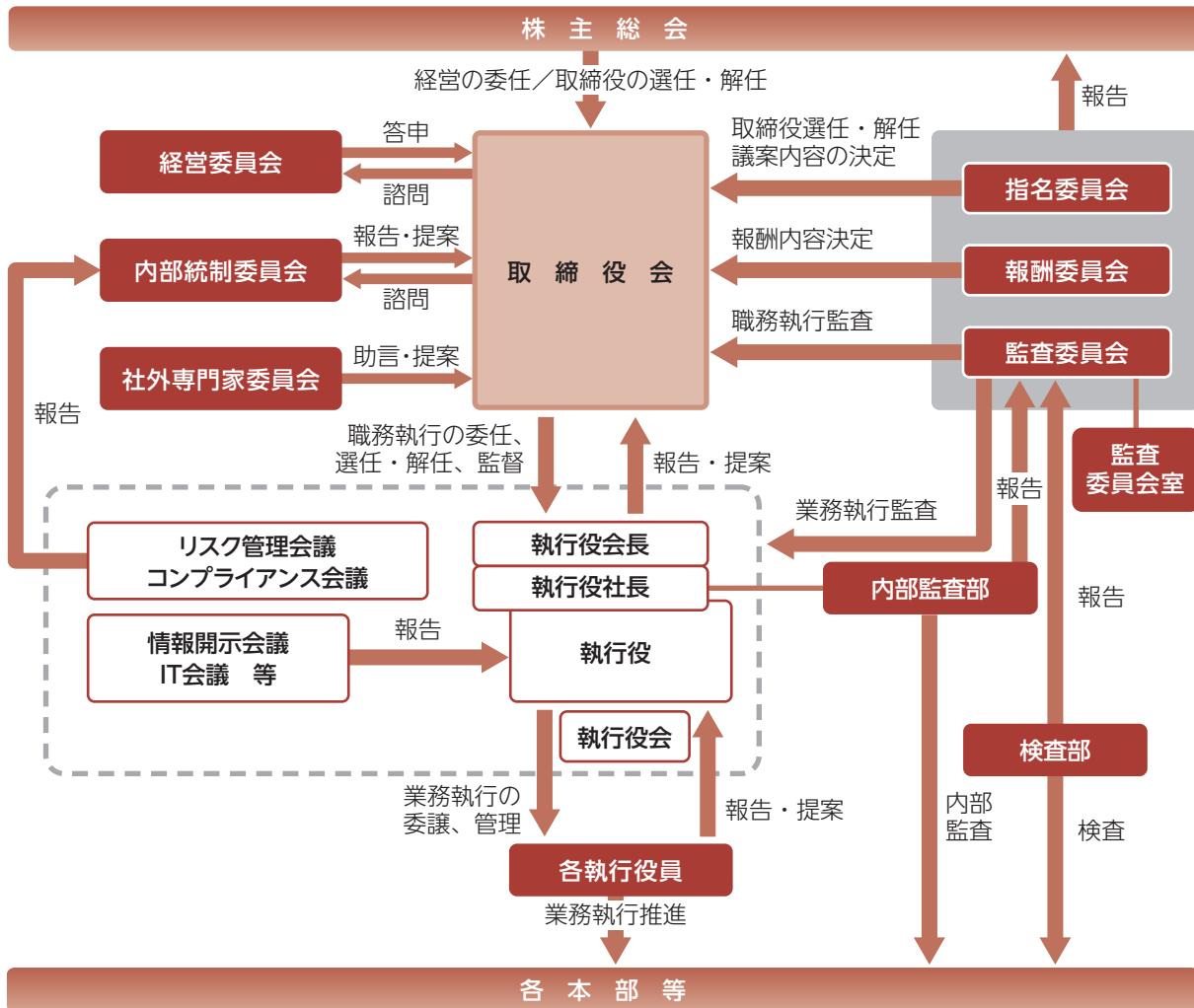
(6)子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

6. 当社のガバナンス体制

当社は、平成15年6月より指名委員会等設置会社（従来の委員会設置会社）に移行しました。その結果、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能するように制度的に分離されたガバナンス体制となりました。従いまして、経営の意思決定・監督は取締役会及び各委員会が行い、実際の業務執行は執行役及びそれを補佐する執行役員が行っています。

ガバナンス体制図



7. 当社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

①当社監査委員会の職務の執行に関する体制

(i) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。

(ii) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。

(iii) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の指示の実効性を確保することを目的として、監査委員会室の使用人は専任とし、「監査委員会規程」に基づき監査委員の指示により、監査活動の補助を行わせる。

(iv) 当社監査委員会への報告に関する体制

イ. 当社の役職員は、当社監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに当該監査委員若しくは監査委員会に報告を行う。

ロ. 当社及び当社子会社の役職員は、当社及び当社子会社において、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

ハ. 当社及び当社子会社の役職員から、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのあることにつき報告を受けた者は、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

(v) 当社監査委員会に報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前記(iv)の報告を行った役職員は、当該報告を行ったことにより不利な扱いを受けないことを「就業規則」等に規定する。

(vi) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務について、当社に対し費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、原則として速やかに当該費用の支払いを行う。

(vii) 当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会及び経営委員会に出席する。

ロ. 監査委員長は、内部統制委員会に委員として出席する。

ハ. 監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。

ニ. 監査委員会の委員は、「監査委員会規程」に基づき、役職員の職務執行状況、当社子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

ホ. 監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど関係を図る。

②当社執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 「執行役規程」に従い、執行役の職務の執行に係る重要文書の適正な保存・管理を行う。

ロ. 「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等諸規程に従い、執行役の職務の執行に係る情報管理の徹底を図る。

(ii) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。

ロ. リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに、定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。内部統制委員会の委員長は必要に応じて取締役会に報告する。

ハ. 災害発生時のリスクに対応するため、「BCP（事業継続計画）に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備するとともに、防災教育並びに防災訓練を計画的に推進し、防災意識の高揚を図り、災害発生時等に備える。

ニ. 災害発生時等により、本社の業務体制の維持、継続が困難となった場合等には、BCP対策本部を設置し、被害の軽減化と対応を図り、速やかな業務再開を行う。

(iii) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 業務執行力のより一層の強化、少人数の執行役による機動的な意思決定、及びその職務執行が効率的に行われることを確保するため、執行役を補佐する執行役員制度を導入する。

ロ. 当社取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整

備に努め、定期的に当社の執行役による業務報告を受ける。

(iv) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「フレド」を制定し、使用人への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。

ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。

ハ. 取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、これらの実効について状況把握に努める。

ニ. 法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行うとともに周知徹底を図る。

ホ. 内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。

③当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社子会社の取締役等（取締役、執行役員）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の重要な事項等について、当社への報告を義務付ける。

ロ. 関係会社社長会を開催し、当社と当社子会社間の情報共有に努める。

(ii) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理規程」にて当社子会社のリスク管理体制について規定し、体制の整備に努める。

(iii) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社子会社の取締役等の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。

- ロ. 当社子会社においては、業務執行力のより一層の強化、少人数の取締役による機動的な意思決定、及びその職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役を補佐する執行役員制度を導入する。
- ハ. 当社の取締役会は、定期的に当社子会社の取締役から業務報告を受ける。
- (iv) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社子会社においても「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「フレド」を制定し、役職員への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。
- ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。
- (v) その他企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。
- ロ. 当社は、内部統制委員会で、内部統制に関する事項の審議を行う。
- ハ. 当社及び当社子会社の業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設置する。

④当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を行うため、財務諸表に係る内部統制システムの構築・整備を行い、継続的に評価するとともに、不備があれば必要な是正を行い、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

⑤当社及び当社子会社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

- イ. 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。
- ロ. 当社及び当社子会社は、反社会的勢力による被害を防止するため「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」を策定し公表する。
- ハ. 当社は、本社及び各支店において不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努める。
- ニ. 当社は、警察、暴力追放運動推進センター、証券保安対策支援センター及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取組む。

(2)株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

従って、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針実現のための取組み

イ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

・中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、従来より取り組んできた「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の土台をより強固なものにするために、預り資産の拡大を核に、計画期間を3年間（平成26年4月1日から平成29年3月末まで）とした中期経営計画「チャレンジ3」を策定しております。

具体的には、預り資産3兆円／主幹事会社数50社（累計）／ROE15％程度を平成29年3月末までの数値目標として掲げており、これらを達

成するための具体的な戦略として、いちよしくレドの実践、営業基盤の拡大、収支構造改善の継続、既存ビジネス収益力の厚みの増加、いちよしグループの総合力アップ、コンプライアンスの実践、チャネルの多様化、人材の育成に取り組んでおります。

・コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役4名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。さらに、内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会による内部統制の整備・充実に努めております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、平成27年3月期の中間配当より、配当基準を連結ベースでの配当性向（50％程度）と純資産配当率（DOE 4％程度）に変更し、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当額を決定しております。

なお、連結純資産配当率については半期2％程度（年率4％程度）で算出することとしております。

ロ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月15日の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針

について（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を、株主総会において株主の皆様からご承認を受けることを条件として更新することを決議し、平成26年6月21日開催の第72期定時株主総会において、本対応方針を更新することの承認を得ております。

本対応方針の概要は以下のとおりであります。

- ・当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の取得行為等を大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。
- ・大規模買付ルールの概要

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、当社は、大規模買付者から、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただき、その後、大規模買付に関する情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提出していただきます。

大規模買付者が、当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間、を当社取締役会及び独立委員会による評価、検討等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として設定いたします。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会に対して伝えます。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善に

ついて協議、交渉等をした上、当社取締役に対し勧告を行うものとします。

- ・大規模買付行為が開始された場合の対応方針
 - i. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める対抗措置を講じることがあります。

- ii. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合
当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もともと、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

- iii. 独立委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した委員3名で構成される独立委員会を設置します。

- ・本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、当社第73期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時までとなっております。なお、当社取締役会は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応方針を更新することを決議しております。更新後の本対応方針の有効期限は、平成28年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとなります。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- ・上記②イ.に記載した取組みについて
当該取組みは、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
- ・上記②ロ.に記載した取組みについて
 - i. 当該取組みは、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。
 - ii. 当該取組みは、その導入については株主意思を尊重するため、株主総会での承認をその効力発生条件としており、更に、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を決議することとしています。従って、当社取締役会は、上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えております。業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、株主の皆様へ

の適切な利益還元を継続して充実させていくことを目的として、純資産配当率（DOE）についても勘案して配当額を決定しております。

配当基準について、従来の配当性向（40％程度）と純資産配当率（DOE 4％程度）から、平成26年9月の中間配当より、連結ベースでの配当性向（50％程度）と純資産配当率（DOE 4％程度）に変更し、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。

なお、連結純資産配当率については、半期2％程度（年率4％程度）で算出することとしております。

以上の配当方針に基づき、当期の1株当たりの配当金は、中間配当、期末配当ともに配当性向を算出基準として中間配当21円、期末配当19円の合計40円とさせていただきます。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	平成26年3月31日現在	平成27年3月31日現在
資産の部		
流動資産	40,060	40,613
現金・預金	13,849	14,609
預託金	4,569	4,319
トレーディング商品	999	382
商品有価証券等	999	382
約定見返勘定	—	4
信用取引資産	14,847	16,553
信用取引貸付金	14,824	16,191
信用取引借証券担保金	23	362
立替金	3	14
募集等払込金	3,986	2,881
短期貸付金	9	11
未収収益	1,110	1,336
繰延税金資産	616	393
その他の流動資産	74	112
貸倒引当金	△7	△4
固定資産	8,662	7,628
有形固定資産	4,129	4,138
建物	1,370	1,346
器具備品	760	752
土地	1,986	2,030
リース資産	12	8
無形固定資産	536	557
のれん	88	48
ソフトウェア	446	507
電話加入権	1	1
投資その他の資産	3,997	2,933
投資有価証券	2,973	1,765
長期貸付金	54	35
長期差入保証金	958	918
退職給付に係る資産	—	205
繰延税金資産	5	2
その他	16	14
貸倒引当金	△10	△9
資産合計	48,723	48,242

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	平成26年3月31日現在	平成27年3月31日現在
負債の部		
流動負債	15,033	13,805
トレーディング商品	1	0
デリバティブ取引	1	0
約定見返勘定	26	—
信用取引負債	2,227	3,363
信用取引借入金	2,095	2,621
信用取引貸証券受入金	132	741
有価証券担保借入金	559	—
現先取引借入金	559	—
預り金	6,452	6,687
受入保証金	1,404	1,286
短期借入金	210	210
リース債務	4	3
未払法人税等	2,271	574
賞与引当金	677	652
その他の流動負債	1,197	1,026
固定負債	1,283	561
長期借入金	380	341
リース債務	8	5
繰延税金負債	525	145
再評価に係る繰延税金負債	35	31
退職給付に係る負債	305	—
その他の固定負債	28	36
特別法上の準備金	142	184
金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	142	184
負債合計	16,459	14,551
純資産の部		
株主資本	33,064	34,832
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,701	8,710
利益剰余金	10,507	11,825
自己株式	△721	△281
その他の包括利益累計額	△907	△1,333
その他有価証券評価差額金	935	176
土地再評価差額金	△1,854	△1,851
退職給付に係る調整累計額	12	340
新株予約権	67	141
少数株主持分	39	50
純資産合計	32,263	33,690
負債・純資産合計	48,723	48,242

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
営業収益	25,241	20,413
受入手数料	23,349	18,555
トレーディング損益	345	224
金融収益	249	285
その他の営業収益	1,297	1,348
金融費用	50	79
純営業収益	25,191	20,333
販売費・一般管理費	16,365	16,794
取引関係費	1,672	1,611
人件費	9,212	9,177
不動産関係費	1,503	1,833
事務費	2,765	2,923
減価償却費	367	437
租税公課	203	183
貸倒引当金繰入額	0	0
その他	640	627
営業利益	8,826	3,539
営業外収益	194	225
投資事業組合運用益	125	97
投資有価証券配当金	44	42
受取保険金及び配当金	10	58
その他	13	26
営業外費用	43	53
投資事業組合運用損	40	52
その他	3	1
経常利益	8,977	3,711
特別利益	1,088	1,532
投資有価証券売却益	1,088	1,323
固定資産売却益	—	0
負ののれん発生益	—	208
特別損失	43	78
固定資産売却損	1	—
固定資産除却損	8	29
投資有価証券評価損	—	0
減損損失	—	7
金融商品取引責任準備金繰入れ	33	40
税金等調整前当期純利益	10,023	5,165
法人税、住民税及び事業税	2,359	1,645
法人税等調整額	△607	119
少数株主損益調整前当期純利益	8,271	3,401
少数株主利益	3	11
当期純利益	8,268	3,389

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,577	8,701	10,507	△721	33,064
会計方針の変更による 累積的影響額			23		23
会計方針の変更を反映した 当期首残高	14,577	8,701	10,530	△721	33,087
当期変動額					
剰余金の配当			△2,094		△2,094
当期純利益			3,389		3,389
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		9		440	449
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	9	1,295	440	1,744
当期末残高	14,577	8,710	11,825	△281	34,832

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	935	△1,854	12	△907	67	39	32,263
会計方針の変更による 累積的影響額							23
会計方針の変更を反映した 当期首残高	935	△1,854	12	△907	67	39	32,287
当期変動額							
剰余金の配当							△2,094
当期純利益							3,389
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							449
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△758	3	328	△426	73	11	△341
当期変動額合計	△758	3	328	△426	73	11	1,403
当期末残高	176	△1,851	340	△1,333	141	50	33,690

前連結会計年度(ご参考) (平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,577	8,676	5,157	△346	28,065
当期変動額					
剰余金の配当			△2,917		△2,917
当期純利益			8,268		8,268
自己株式の取得				△473	△473
自己株式の処分		24		98	122
土地再評価差額金の取崩			△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	24	5,349	△374	4,998
当期末残高	14,577	8,701	10,507	△721	33,064

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,147	△1,855	—	△708	38	35	27,431
当期変動額							
剰余金の配当							△2,917
当期純利益							8,268
自己株式の取得							△473
自己株式の処分							122
土地再評価差額金の取崩		0		0			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△212		12	△199	29	3	△167
当期変動額合計	△212	0	12	△199	29	3	4,832
当期末残高	935	△1,854	12	△907	67	39	32,263

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真弓 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、いちよし証券株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第73期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員長 石川 尚 志 ㊞

監査委員 五木田 彬 ㊞

監査委員 櫻井 光 太 ㊞

(注)監査委員石川尚志、五木田彬及び櫻井光太は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
	平成26年3月31日現在	平成27年3月31日現在
資産の部		
流動資産	39,073	39,532
現金・預金	13,363	14,059
預託金	4,569	4,319
トレーディング商品	890	274
商品有価証券等	890	274
約定見返勘定	—	4
信用取引資産	14,847	16,553
信用取引貸付金	14,824	16,191
信用取引借証券担保金	23	362
立替金	3	9
募集等払込金	3,986	2,881
短期貸付金	9	11
前払金	7	11
前払費用	39	53
未収入金	35	44
未収収益	757	910
繰延税金資産	569	402
貸倒引当金	△6	△3
固定資産	8,546	7,164
有形固定資産	3,208	3,226
建物	1,052	1,040
器具備品	754	741
土地	1,397	1,442
リース資産	4	2
無形固定資産	492	523
のれん	52	20
ソフトウェア	439	501
電話加入権	1	1
投資その他の資産	4,845	3,414
投資有価証券	2,973	1,614
関係会社株式	797	797
出資金	2	2
関係会社長期貸付金	20	20
従業員に対する長期貸付金	54	35
長期差入保証金	998	944
長期前払費用	2	4
その他	7	4
貸倒引当金	△10	△9
資産合計	47,620	46,696

科 目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
	平成26年3月31日現在	平成27年3月31日現在
負債の部		
流動負債	14,662	13,390
トレーディング商品	1	0
デリバティブ取引	1	0
約定見返勘定	26	—
信用取引負債	2,227	3,363
信用取引借入金	2,095	2,621
信用取引貸証券受入金	132	741
有価証券担保借入金	559	—
現先取引借入金	559	—
預り金	6,448	6,682
受入保証金	1,404	1,286
短期借入金	210	210
リース債務	1	1
前受収益	3	0
未払金	579	327
未払費用	307	350
未払法人税等	2,255	542
賞与引当金	637	624
固定負債	892	428
リース債務	2	0
繰延税金負債	525	76
再評価に係る繰延税金負債	35	31
退職給付引当金	316	298
その他の固定負債	13	21
特別法上の準備金	142	184
金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	142	184
負債合計	15,697	14,003
純資産の部		
株主資本	32,775	34,225
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,701	8,710
資本準備金	3,705	3,705
その他資本剰余金	4,995	5,004
利益剰余金	10,218	11,219
その他利益剰余金	10,218	11,219
繰越利益剰余金	10,218	11,219
自己株式	△721	△281
評価・換算差額等	△919	△1,673
その他有価証券評価差額金	935	177
土地再評価差額金	△1,854	△1,851
新株予約権	67	141
純資産合計	31,923	32,693
負債・純資産合計	47,620	46,696

損益計算書(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考) (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	当事業年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
営業収益	23,640	18,474
受入手数料	23,045	17,966
トレーディング損益	345	224
金融収益	249	283
金融費用	38	68
純営業収益	23,601	18,406
販売費・一般管理費	14,930	15,224
取引関係費	1,646	1,573
人件費	8,279	8,256
不動産関係費	1,501	1,828
事務費	2,520	2,510
減価償却費	339	402
租税公課	187	167
その他	456	484
営業利益	8,670	3,182
営業外収益	193	217
投資事業組合運用益	125	97
投資有価証券配当金	44	42
受取保険金及び配当金	10	56
その他	12	21
営業外費用	43	53
投資事業組合運用損	40	52
その他	2	1
経常利益	8,820	3,346
特別利益	1,088	1,533
投資有価証券売却益	1,088	1,323
抱合せ株式消滅差益	—	1
負ののれん発生益	—	208
特別損失	38	75
固定資産除却損	4	26
固定資産売却損	1	—
投資有価証券評価損	—	0
減損損失	—	7
金融商品取引責任準備金繰入れ	33	40
税引前当期純利益	9,870	4,804
法人税、住民税及び事業税	2,316	1,585
法人税等調整額	△592	146
当期純利益	8,146	3,071

株主資本等変動計算書(個別)

当事業年度(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	14,577	3,705	4,995	8,701	10,218	10,218	△721	32,775
会計方針の変更による 累積的影響額					23	23		23
会計方針の変更を反映した 当期首残高	14,577	3,705	4,995	8,701	10,241	10,241	△721	32,798
当期変動額								
剰余金の配当					△2,094	△2,094		△2,094
当期純利益					3,071	3,071		3,071
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			9	9			440	449
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	9	9	977	977	440	1,427
当期末残高	14,577	3,705	5,004	8,710	11,219	11,219	△281	34,225

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	935	△1,854	△919	67	31,923
会計方針の変更による 累積的影響額					23
会計方針の変更を反映した 当期首残高	935	△1,854	△919	67	31,946
当期変動額					
剰余金の配当					△2,094
当期純利益					3,071
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					449
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△757	3	△753	73	△680
当期変動額合計	△757	3	△753	73	746
当期末残高	177	△1,851	△1,673	141	32,693

前事業年度(ご参考) (平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	14,577	3,705	4,971	8,676	4,990	4,990	△346	27,898
当期変動額								
剰余金の配当					△2,917	△2,917		△2,917
当期純利益					8,146	8,146		8,146
自己株式の取得							△473	△473
自己株式の処分			24	24			98	122
土地再評価差額金の取崩					△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	24	24	5,227	5,227	△374	4,876
当期末残高	14,577	3,705	4,995	8,701	10,218	10,218	△721	32,775

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,147	△1,855	△708	38	27,228
当期変動額					
剰余金の配当					△2,917
当期純利益					8,146
自己株式の取得					△473
自己株式の処分					122
土地再評価差額金の取崩		0	0		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△212		△212	29	△183
当期変動額合計	△212	0	△211	29	4,694
当期末残高	935	△1,854	△919	67	31,923

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真弓 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、いちよし証券株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査委員会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第73期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、執行役等及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集と監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員長 石川 尚志 ㊞

監査委員 五木田 彬 ㊞

監査委員 櫻井 光太 ㊞

(注)監査委員石川尚志、五木田彬及び櫻井光太は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ☎ 03-3667-1111 (代表)
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール



交通機関

- 東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」に直結(4番出口)
- 東京メトロ日比谷線「人形町駅」A1出口より徒歩5分
- 都営浅草線「人形町駅」A3出口より徒歩5分

※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。

いちよし証券株式会社
東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。



環境に配慮したFSC® 認証
紙と植物油インキを使用し
て印刷しています。